

[事案 23-61] 保険契約成立確認請求

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の請求を棄却する判決が確定した後、保険会社との協議において、遡って契約内容を変更する合意が成立したとして、合意した内容の保険契約が有効に存在しているとして申立てがあったもの。

<申立人の主張>

保険会社との間で締結した保険契約（平成 19 年に失効）に関して、同 20 年 12 月に当該保険会社を被告として、終身死亡保険金の支払い等求め訴訟を提起したが、同 22 年 7 月に最高裁で上告棄却及び上告不受理決定を受けた。

しかし、その後、以下のとおり、当該保険会社と平成 14 年 5 月に遡って契約内容を変更することで合意していたが、合意内容による対応を保険会社から拒否された。合意した内容の保険契約が、有効に存在していることを確認してほしい。

- (1) 平成 22 年 8 月、妻とともに保険会社の支社を訪れ話し合った結果、同 14 年 5 月に遡って保険契約を成立させる旨を口頭で合意した。
- (2) 保険会社は、私と妻に対し、合意内容に基づいて保険金を支払うことを前提に未請求であった入院給付金を請求するのに必要な診断書の提出を求めたため、平成 22 年 10 月に提出した。
- (3) 平成 22 年 11 月、支社担当者が訪問し、合意内容を記載した書面を手渡し、「この内容で契約が成立しました」、「本社もこの内容で快く理解して、承諾しました」と述べた。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に手渡した上記(3)の書面は、申立人の要望を整理するために当社職員が作成したものであり、当社からの提案内容（合意内容）を記載したものではない。
- (2) 申立人に提出を求めた診断書は、保険契約が失効する以前の入院について入院給付金を支払うために提出されたものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面に基づいて審理した結果、下記により、申立人の請求を棄却する判決が確定した後に、申立人と相手方会社との協議において、平成 14 年 5 月に遡って契約内容を変更する合意が成立したと認めるに足りる証拠は存在せず、合意した内容の保険契約が有効に存在しているとは認められないことから、申立内容は認められず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

1. 判断の対象について

申立人の主張は、最高裁判決の確定後、別途保険契約の内容について当事者間で合意が成立したことにより、合意した内容の保険契約が有効に存在しているというものであり、

すでに確定した判決内容については、裁定審査会の判断の対象とはならない。

2. 合意内容及び内容を図示した書面について

- (1) 合意内容が記載されていると申立人が主張する書面には、合意文書であることを示す文書の表題や、当事者である申立人と相手方会社双方の記名も押印もなく、この内容で両者が合意するとの文言やその旨を窺わせる文言は、一切記載されていない。
- (2) 申立人と保険会社との間で、契約内容の変更の合意が認められるためには、合意する旨が明記された文書等明確な意思の合致を推認させる証拠が必要であり、申立人の提出する書面のみでは、いまだ確定的な契約内容についての意思の合致を認めることはできないことから、当事者間に申立人が主張する内容の合意が成立したとは認められない。

3. 合意に至る事情など

- (1) 当事者らが合意に至る動機について考えると、保険会社において、申立人の請求が棄却された判決が確定した後に、契約内容を変更してなお申立契約の存続を提案する理由は考えにくく、申立人が合意内容が記載されたと主張する書面は、保険会社担当者が本社の判断を仰ぐにあたり申立人の申出内容を書面化したものとする説明には合理性がある。
- (2) これに対し、申立人は、保険会社が申立人と妻に対し、合意内容が記載された書面に基づいて保険金を支払うことを前提に診断書の提出を求め、平成 22 年 10 月に提出したと主張するが、保険会社が契約の締結にあたって診断書の提出を求めることは通常ないことから、この診断書は、本件保険契約の失効以前の入院について入院給付金を請求するためのものであると推認するのが合理的であり、保険会社のこの行為をもって合意成立の根拠とすることはできない。